

【仙台市委託事業】

しょうがい者雇用促進のご案内

# CSR向上に取り組み 企業力UP!

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、しょうがいのある方の雇用の場の提供ならびに適正な雇用管理を行いその雇用の安定を図ることが企業に求められています。近年、CSR(企業の社会的責任)やコンプライアンスに対する意識の高まり等を背景として、しょうがい者雇用に対してのより深いご理解をいただく企業様も増加しておりますが、法定雇用率達成企業の割合は依然として伸び悩んでおり、その改善が望まれています。しょうがいのある方の就労を通じた社会参加は、自立への基盤づくりとして大変重要であり、その意義を理解し積極的に雇用を促進している企業様への評価も高くなってきています。是非、しょうがい者雇用についてご検討下さい。

こんなお悩みありませんか？

- しょうがい者採用を考えているが、求人方法はどちらがいいの？
- しょうがいのある方は、どのような仕事ができるの？
- 当社の業務のどの部分を任せたらよいか 悩んでいる
- 採用を検討中だが、他の会社の導入事例を聞いて参考にしたい
- 求人を出してはいるが応募者とのミスマッチに悩んでいる

【企業様の声】 しょうがい者雇用のメリット

- 指導する社員自身の指導力が向上した
- 職場の雰囲気が明るくなった
- 社員や顧客等周囲への配慮が行き届くようになった
- 仕事にまじめに取り組む姿勢が、周囲にも良い影響を与えた
- 採用を機にマニュアルを見直し、他の社員の生産性も向上した
- 実習を受け入れたことで、採用のイメージをつかめた

「仙台市しょうがい者雇用促進事業室」にご相談下さい

県内に本社を置く民間企業の障害者実雇用率は改善傾向にあるものの、法定雇用率1.8%に対し1.62%(全国平均1.68%)と遅れているのが現状<sup>※</sup>です。仙台市の今年度の事業である「障害者雇用先等マッチング事業」について、ランスタッド株式会社が受託会社となり、しょうがい者の企業等での雇用促進を支援する活動を進めております。企業の皆様はしょうがい者雇用に関する様々な不安や悩み等を、仙台市障害者就労支援センターを中心とした各関係機関と連携しながら、その解消につなげ、しょうがい者雇用をサポートします。

※厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部発表「平成22年度障害者雇用状況の集計結果」より

企業様

- 求人
- 実習受け入れ
- 雇用相談

ランスタッド株式会社 仙台市しょうがい者雇用促進事業室

- 障害者雇用制度や求人へのアドバイス
- 障害者支援機関との連携による求人サポート

連携して企業の雇用支援を行います

仙台市障害者就労支援センター(仙台市設置)

就労移行支援  
事業所等

しょうがいのある方の中には、企業等での一般就労を目指して、就労移行支援事業所等で、能力、知識の習得のため、事業所内での訓練や企業実習などを行い、就業の準備を行っている方がいらっしゃいます。支援員の指導のもと、継続して就労するための基礎的な力はもちろん、事業所によってはコミュニケーションスキルの向上を目的とした訓練等も含め、実際の就労に結びつけられるよう活動しています。

【就業・訓練職域の例】 ■ 事務的な業務 ■ 軽作業関係 ■ 調理関係 ■ 製造関係 ■ 販売関係 ■ 清掃・クリーニング関係 他

【お問い合わせはこちら】

仙台市しょうがい者雇用促進事業室

〒980-0021 仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン ランスタッド株式会社 仙台中央オフィス内

TEL 022-715-3657

FAX:022-715-3656

E-mail:s1.sendaicentral.handicappedEmployment@randstad.co.jp

※仙台市しょうがい者雇用促進事業室とは、平成23年度「仙台市障害者雇用先等マッチング事業」について、ランスタッド株式会社が、仙台市より委託を受けて活動を行うものです。



## 障害者雇用促進法の動向

障害者雇用促進法は、56人以上の常用労働者がいる民間企業の事業所(国・地方公共団体は48人以上)を対象に、身体・知的しょうがい者の雇用を義務付けています。(精神しょうがい者は雇用義務の対象外ですが、精神障害者保健福祉手帳保持者は雇用率に算定することができます。)法定雇用率未達成の企業には、障害者雇用納付金の支払いが課せられるほか、厚労省の指導、企業名の公表などの措置がとられます。



## しょうがい者の法定雇用率とは？

～あなたの企業は、法定雇用率を満たしていますか？～

一般の民間企業(56人以上規模の企業)における法定雇用率は次により求められます。

民間企業に求められる法定雇用しょうがい者数  $\geq$  企業全体の常用労働者数(除外率適用後)  $\times$  1.8%  
(1人未満の端数は切り捨て)

民間企業の場合

56人以上の常用労働者がいる事業所の場合.....1.8%以上

国・地方公共団体の場合

48人以上の職員がいる機関の場合.....2.1%以上

## 『障害者雇用納付金制度』

### 雇用率未達成の場合

常用雇用労働者200人を超える企業を対象に、障害者雇用率未達成の場合は、不足する障害者数に応じて、1人につき月5万円の障害者雇用納付金の納付が必要です。(常時雇用労働者200人を超え300人以下の企業は4万円の特例あり)

### 雇用率達成の場合

法定雇用率以上のしょうがい者を雇用した場合、超過人数1人あたり月額2万7千円の障害者雇用調整金を支給

## 雇用率を計算する際の人数カウント

雇用率を算定する際、しょうがいの程度や労働時間の長短で、しょうがい者の1人あたりの人数カウントが変わります。例えば、重度の身体・知的しょうがいを持つ方が週30時間以上働く場合は、人数は2人分としてカウントされます。

週所定労働時間	週30時間以上	週20～30時間未満
身体しょうがい者	1カウント	0.5カウント
重度	2カウント	1カウント
知的しょうがい者	1カウント	0.5カウント
重度	2カウント	1カウント
精神しょうがい者	1カウント	0.5カウント

## しょうがい者雇用企業への助成制度

### 『特定求職者雇用開発助成金』

しょうがい者を雇用した企業には「特定求職者雇用開発助成金」が支給されます。例として、大企業が重度しょうがい者を雇用した場合に支給される助成金額は1.5年で100万円(中小企業は2年間で240万円)、大企業が重度以外のしょうがい者を雇用した場合は1年間で50万円(中小企業の場合は1.5年で135万円)が支給されます。

### 『ファーストステップ奨励金』

しょうがい者雇用の経験のない中小企業(しょうがい者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の企業)で、1人目のしょうがい者を雇用する場合に100万円(雇い入れから6ヶ月経過後)が支給されます。なお、特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金との併給も可能です。

※各種助成制度は企業様の状況により異なります。求人の際にはご確認下さい。

### 『試行雇用奨励金』(トライアル雇用)

ハローワークの紹介により、しょうがい者を3ヶ月間の試行雇用(トライアル雇用)することで、その間相互理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけを作ります。実施事業所には、対象労働者1人につき、月額40,000円の試行雇用奨励金が3ヶ月支給されます。

### 『ジョブコーチ支援事業』

しょうがい者の就職及び職場適応のため、就職前後を問わずジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向き、直接専門的な支援を行います。作業指導や対人関係等の支援のほか、職務や職場環境の改善等について、事業主の相談にも応じます。支援期間は、標準で2～4ヶ月です(最長8ヶ月)。